

海老名市教育委員会

(令和5年10月 定例会議事日程)

日時 令和5年10月27日(金)

午後3時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

【報告事項】

- 日程第 1 報告第 35 号 海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正について
- 日程第 2 報告第 36 号 第6回中学校給食実施検討会の開催結果について
- 日程第 3 報告第 37 号 中学校給食実施検討会提言書について
- 日程第 4 報告第 38 号 海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金要綱の一部改正について

【審議事項】（非公開予定）

- 日程第 5 議案第 30 号 教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申出について

海老名市教育委員会

令和5年度 10月定例会



【教育長報告】

1 主な事業報告

- | | | |
|-----|--------|---|
| 9月 | 27日(水) | 教育委員会9月定例会
教育課題研究会
広報えびな題字選定 |
| | 28日(木) | 最高経営会議
えびなSDGs推進本部会議
海老名市児童画コンクール作品展
海西中学校開校50周年記念式典 |
| | 29日(金) | 市議会第3回定例会本会議(閉会)
よりよい授業づくり特別版(海老名中)
県央教育長会議 |
| | 30日(土) | 海老名市中学校総合文化祭(合唱) |
| 10月 | 1日(日) | 海老名市中学校総合文化祭(吹奏楽) |
| | 2日(月) | 教育委員会辞令交付式
令和6年度予算編成会議
新たな部活動の在り方検討委員会 |
| | 3日(火) | 朝のあいさつ運動(上星小)
セラピー犬体験教室(東柏ヶ谷小)
よりよい授業づくり学校訪問(海西中) |
| | 4日(水) | 10月校長会議
不登校支援団体意見交換会 |
| | 5日(木) | 市主催家庭教育学級
青少年健全育成連絡協議会
架け橋プログラム推進協議会 |



- 6日(金) えびなっ子しあわせプラン推進委員会
有馬中学校卒業生面談
都市間交流事業中学生登別訪問結団式
- 7日(土) 小学校運動会
(柏ヶ谷、中新田、有馬、社家、門沢橋)
- 8日(日) えびな市民芸術祭開幕セレモニー
大谷八幡宮大谷芸能保存会奉納公演
- 10日(火) 保護司候補者検討協議会
中学校教員県外研修事前説明会
- 11日(水) 初任者授業参観(大谷小)
通級教室設置に係る打合せ
いじめ問題対策連絡協議会
- 12日(木) フリースクール開所式
10月教頭会議
学童市連協と市長・教育長と語る会
愛川町教育長面会
- 13日(金) 教育課題研究会
教育委員会10月臨時会
- 14日(土) 小学校運動会(有鹿、上星、今泉、杉本)
- 17日(火) 中学校体育祭(大谷)
図書館を使った調べる学習コンクール審査会
新発田市市民まちづくり支援課面会
- 18日(水) 中学校体育祭(有馬、柏ヶ谷、今泉)
教育支援委員会
- 19日(木) 学校予算調整会議
校長連絡会
臨時校長会議
- 20日(金) 姉妹都市児童絵画交流展
県都市教育長協議会臨時総会





- 21日(土) 食育ポスターコンクール表彰式
えびな郷土芸能祭
親子ナイトウォークラリー
- 23日(月) コミュニティ・スクール連絡会(理事対応)
- 24日(火) 学校応援団連絡会
最高経営会議(部長対応)
- 25日(水) 中学校体育祭(海老名)
初任者授業参観(上星小)
肢体不自由児者父母の会
- 26日(木) 市長定例記者会見
教育支援教室ふれあいキャンプ
ユースプラットホーム事業「ぷらっとカフェ」
- 27日(金) 教育委員会10月定例会
教育課題研究会
初任者授業参観(海老名小)





2 学校の「色」

教育委員のみなさんにも足を運んでいただきましたが、今月は、小学校9校で運動会、中学校5校で体育祭が開催されました。

まずは、今年は、秋晴れの日が続き、各学校、天気にも恵まれて予定どおり実施できたことが何よりでした。

みなさんもお気づきでしょうが、私は、一日に複数校、見て回ることもあり、その学校ごとの「色」のちがいに感心させられるとともに、うれしくなります。

どこの学校がよいかとか、どこの学校がスゴイとかではなく、どこの学校もそれぞれの「色」で輝いているのです。

こどもたちも、教職員も、見ている保護者や地域の方々も、校庭という舞台の上で、輝いているのです。

不登校のこどもの数やいじめの認知件数が過去最多という社会的な学校課題は、そこには感じられず、運動が得意ではないこどもも多くいるだろうに、ひとりひとりが、それぞれに輝いているのです。

本当にありがたいことです。

さて、私が、感じ、受けとめる学校の「色」は、なぜ、そこに、存在するのかと、あれこれ考えるのです。

私は、学校のある地域、校庭の広さ、校舎の造り、こどもたちの人数などの環境的な要因がひとつだとは思いますが、その「色」を創る一番の要因は、学校のこれまでの歩みをふまえた、今、学校で生活するこどもたちと教職員の思い、学校を支える保護者、地域の方々の思いであると認識するところです。

そして、教職員が何をねらいとして運動会・体育祭を実施するのか、そのために今年は具体的にどのように取り組むのかを、教職員全員で、充分に話し合い、共通理解し、その思いを子どもたちにていねいに伝え（中学生は、教職員とともに話し合い）、練習や準備を積み重ねること、自分たちの運動会を創り上げるための主体的で創造的な取組の過程が、それぞれの「色」となり表現されると考えるのです。



このことについては、「学校づくり」についても同様で、私は、自分たちの学校をどのような学校にしたいのか、どのような学校をめざすか、こどもたちと教職員が、保護者や地域の方々も含めて、みんなで話し合っ
て、共通理解を図って取り組む結果が、各学校の「色」＝「特色」になると考えています。

そのような意味で、私としては、各学校において、教育大綱の5つの柱のひとつ「えびなっ子しあわせプラン」の推進の「特色ある学校づくりの推進」に取り組んでほしいと願うところです。

運動会・体育祭、各学校の「色」で輝いていました。それは、そこに集まる人たちの、ひとりひとりの思いが創り出すものでした。

以上です。



※別紙資料 教職員への便り

令和5年度「いがすたいがすた」第6号



いがすた いがすた

教育長だより 第6号

2023.9.28 伊藤 文康

第二学期がはじまって、一ヶ月、今週土曜日で9月が終わります。

先週末から、朝夕がだいぶ涼しくなりましたが、猛暑が続いた一ヶ月、みなさん、ふり返っていかがでしょうか。第二学期のはじまりは順調でしょうか。新たな変異株となった新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの感染拡大が広がる中、目の前のこどもたち、みなさんご自身の体調はいかがでしょう。

修学旅行・野外教育活動、合唱祭、運動会・体育祭など、各学校のこどもたちが楽しみにしている学校行事は、いかがだったでしょう。また、その準備・練習は、同じ方向をめざして進んでいるのでしょうか。

私は、この月またぎの土日、海老名市中学校総合文化祭ステージ部門の中学生の合唱、吹奏楽を楽しみにしているところです。感動します。海老名市文化会館で両日、午後から開催されますので、みなさんにも、ぜひご覧いただければと思うところです。

それでは、みなさん、9月、暑い中、本当に、お疲れさまでした。10月も、こどもたちと教職員の仲間たち過ごす時間を楽しんでください。

『こどもの思い』

私は、この一ヶ月、市議会第3回定例会、9月議会があり、市民の代表である市議会議員の方々と、海老名市の教育（学校教育）や教育予算について議論してきました。海老名市の教育への理解と必要な予算を確保するために、議会対応に力を注ぎました。

そのような中、17日の日曜日に、海老名青年会議所が主催する「こどもみらい議会」が開かれ、中学生議員のさまざまな質問に、市長とともに答弁したところです。

質問の中に、「学校に対する要望」ということで、「女性教師やフレンドリーな教師の増員をお願いしたい」という質問項目がありました。

市内小中学校の女性教員の割合は、小学校63%、中学校45%であり、その点には問題なく、フレンドリーな教員ということについては、こどもたちが、将来、社会生活を営むうえで、必要なルールやマナーを守ることを指導するのは当然なことですが、一方的な押し付けのように感じていると、私は、その質問を理解したところです。

みなさんは、フレンドリーな教員ではないのでしょうか。

教員は、フレンドリーでなければならないのでしょうか。

こどもが、その成長過程において、社会（学校）や大人に反発することは当然なことであり、それがよりよい成長につながります。ふり返ると、みなさんにも普通にあったことでしょう。私としては、教員は、その「こどもの思い」をしっかりと受け止めることが仕事だと考えるところです。そして、できれば、そのこどもと真摯に話をしてほしいものです。男性・女性とか、フレンドリーとかということではなく、みなさんには、忙しい日々ではありますが、「こどもの思い」をていねいに受け止めてほしいものです。

報告第35号

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部
改正について

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正を行ったため

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱の一部改正について

1 要旨

平成30年から海老名市在住の中学校3年生に対し、インフルエンザ予防接種費用の公費負担を行っています。

インフルエンザは例年冬季に流行しますが、今年は4月以降も小学校で学級閉鎖が発生するなど流行が収まらず、今後も感染拡大が懸念されています。

このような状況を踏まえ、より一層予防効果を高めることを目的に、学校生活を共にする中学1、2年生についても助成対象とするため、所要の改正及び文言の整理を行いました。

2 改正内容

別添新旧対照表のとおり

3 対象者

(1) 海老名市立中学校に在籍する中学1年生から3年生

(2) 海老名市在住の中学1年生から3年生

※例年は中学3年生約1,250人が対象のところ、今年度は全学年約3,700人が対象

4 自己負担額

1,000円 ※接種回数は1回限り

5 助成期間

令和5年10月1日から令和6年1月31日まで

6 令和4年度実績（中学3年生のみ）

接種人数 694名（56.2%）

※償還払（指定医療機関以外で接種し助成をした方）の対象者は、いませんでした。

学校別接種人数及び割合

学校名	令和4年度			令和3年度			令和2年度		
	対象数	接種数	割合	対象数	接種数	割合	対象数	接種数	割合
海老名中学校	156人	98人	62.8%	186人	104人	55.9%	188人	136人	72.3%
有馬中学校	207人	119人	57.5%	184人	79人	42.9%	197人	100人	50.8%
海西中学校	170人	97人	57.1%	170人	104人	61.2%	164人	116人	70.7%
柏ヶ谷中学校	207人	122人	58.9%	228人	123人	53.9%	225人	138人	61.3%
大谷中学校	190人	106人	55.8%	162人	91人	56.2%	193人	133人	68.9%
今泉中学校	207人	112人	54.1%	224人	135人	60.3%	203人	135人	66.5%
私学等	97人	40人	41.2%	97人	42人	43.3%	109人	57人	52.3%
合計	1,234人	694人	56.2%	1,251人	678人	54.2%	1,279人	815人	63.7%

新 (改正案)	旧 (改正前)
<p>海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱 (案)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中学3年生が次のステップに進むことを応援するために、中学校におけるインフルエンザの発生及び蔓延の防止を図り、健康保持に寄与するインフルエンザワクチンを用いた予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用（以下「接種費用」という。）の一部を助成することについて、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 対象者は、海老名市立中学校に在籍している中学生又は現に市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の中学校に在籍する生徒とする。</p> <p>(助成対象期間)</p> <p>第3条 助成の対象とする予防接種の実施期間は、毎年10月1日から翌年1月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この期間を変更することができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(実施方法等)</p> <p>第5条 市長は、第3条に規定する実施期間の前に、対象者に対して、住所、氏名及び生年月日を記載した海老名市中学生インフルエンザ予防接種助成券（以下「助成券」という。）を発行する。</p> <p>2 対象者は、市と予防接種に係る業務を契約した医療機関（以下「受託医療機関」という。）で予防接種を受けるものとする。</p> <p>3 予防接種を受けた者の保護者（親権を持つ者又は現に対象者を養育している者をいう。以下同じ。）は、受託医療機関に対し、助成券を提出し、自己負担額を支払うものとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(受託医療機関以外の医療機関で接種した場合)</p>	<p>海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、中学3年生が次のステップに進むことを応援するために、<u> </u>インフルエンザの発生及び蔓延の防止を図り、健康保持に寄与するインフルエンザワクチンを用いた予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用（以下「接種費用」という。）の一部を助成することについて、必要な事項を定める。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 対象者は、海老名市立中学校に在籍している中学3年生又は現に市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の中学校第3学年に相当する学年に在籍する生徒とする。</p> <p>(助成対象期間)</p> <p>第3条 助成の対象とする予防接種の実施期間は、毎年10月1日から12月31日<u> </u>までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この期間を変更することができる。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(実施方法等)</p> <p>第5条 市長は、第3条に規定する実施期間に入る前に、対象者に対して、住所、氏名及び生年月日を記載した海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成券（以下「助成券」という。）を発行する。</p> <p>2 対象者は、市と予防接種に係る業務を契約した医療機関（以下「受託医療機関」という。）で予防接種を受けるものとする。</p> <p>3 予防接種を受けた者の保護者（親権を行う者又は現に<u> </u>養育している者をいう。以下同じ。）は、受託医療機関に対し、助成券を提出し、自己負担額を支払うものとする。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(受託医療機関以外の医療機関で接種した場合)</p>

第7条 やむを得ない理由により受託医療機関以外の医療機関で予防接種を受けた者の保護者は、第5条の規定に関わらず接種費用を全額支払った後、領収書、同条第1項の助成券及び予防接種を受けた者の予診票を添付して、海老名市中学生インフルエンザ予防接種助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）から、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、海老名市中学生インフルエンザ予防接種助成金交付（不交付）決定通知書（2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項に規定する助成金の交付決定を受けたときは、海老名市中学生インフルエンザ予防接種助成金交付請求書（3号様式）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに、助成金を申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

第8条・第9条（略）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 第5条第1項の規定による助成券の発行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

《平成30年10月1日・制定》

《令和5年1月1日・改正》

《令和5年7月1日・改正》

《令和5年10月1日・改正》

第7条 やむを得ない理由により受託医療機関以外の医療機関で予防接種を受けた者の保護者は、第5条の規定に関わらず接種費用を全額支払った後、領収書、第5条第1項の助成券及び予防接種を受けた者の予診票を添付して、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書を提出した者（以下「申請者」という。）から、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付（不交付）決定通知書（2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項に規定する助成金の交付決定を受けたときは、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付請求書（3号様式）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに、助成金を申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

第8条・第9条（略）

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

《平成30年10月1日・制定》

《令和5年1月1日・改正》

《令和5年7月1日・改正》

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名

印※

電話番号

※自署の場合は押印の省略が可能です。

海老名市中学生インフルエンザ予防接種助成金交付申請書

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成事業に伴うインフルエンザ予防接種を受けましたので、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請いたします。

申請額 金 円

1 接種対象者

対象者	住所	生年月日	年 月 日
	氏名		
接種年月日	年 月 日		
実施医療機関名			

2 添付書類

- ・領収書
- ・市が発行した助成券（はがき）
- ・予診票（接種時に医療機関で記入した場合）

第1号様式（第7条関係）

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付申請書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名

印※

電話番号

※自署の場合は押印の省略が可能です。

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成事業に伴うインフルエンザ予防接種を受けましたので、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請いたします。

申請額 金 円

1 接種対象者

対象者	住所	生年月日	年 月 日
	氏名		
接種年月日	年 月 日		
実施医療機関名			

2 添付書類

- ・領収書
- ・市が発行した助成券（はがき）
- ・予診票（接種時に医療機関で記入した場合）

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名

印※

電話番号

※自署の場合は押印の省略が可能です。

海老名市中学生インフルエンザ予防接種助成金交付請求書

月 日付で決定のあった海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金について、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり請求します。

請求額 金 円

1 予防接種を受けた者

対象者	住所	生年月日	年 月 日
	氏名		
接種年月日	年 月 日		
実施医療機関名			

2 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫) (支店・支所・出張所)							
種類	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

第3号様式（第7条関係）

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付請求書

年 月 日

海老名市長 殿

住所

氏名

印※

電話番号

※自署の場合は押印の省略が可能です。

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成に係るインフルエンザ予防接種を受けましたので、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり請求いたします。

請求額 金 円

1 予防接種を受けた者

対象者	住所	生年月日	年 月 日
	氏名		
接種年月日	年 月 日		
実施医療機関名			

2 振込先

金融機関名	(銀行・信金・農協・信組・金庫) (支店・支所・出張所)							
種類	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義人								

第2号様式（第7条関係）

海 第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市中学生インフルエンザ予防接種助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、助成金については、下記のとおり決定したので、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------------|------|-------|
| 1 決定内容 | 交付する | 交付しない |
| 2 助成金額 | | 円 |
| 3 予防接種を受けた者の氏名 | | |
| 4 不交付理由 | | |

第2号様式（第7条関係）

海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付（不交付）決定通知書

海 第 号
年 月 日

様

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった、助成金については、下記のとおり決定したので、海老名市中学3年生応援インフルエンザ予防接種助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|----------------|------|-------|
| 1 決定内容 | 交付する | 交付しない |
| 2 助成金額 | | 円 |
| 3 予防接種を受けた者の氏名 | | |
| 4 不交付理由 | | |

報告第36号

第6回中学校給食実施検討会の開催結果について

第6回中学校給食実施検討会の開催結果について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

第6回中学校給食実施検討会の開催結果について報告したため

第6回 中学校給食実施検討会の開催結果について

中学校給食の完全実施に伴う給食費の設定及び地産地消食材の選定等を含む学校給食献立の方向性並びに保護者負担軽減全般の在り方の具体的な検討をおこなうため、標記の会議を開催しましたので概要を報告します。

1 第6回会議開催結果

(1) 日時 令和5年9月26日(火) 15:00~16:30 こどもセンター 201会議室

(2) 出席者 11名【委員8名・関係機関(市農業支援センター)1名・事務局2名】
校長1名、中学校教諭1名、栄養教諭1名、小中学校保護者3名、農業関係者1名、市教育委員会1名、市農業支援センター職員1名、市教育委員会担当2名(事務局)

(3) 概要

① 中学校給食実施検討会提言書(案)について

- 保護者負担軽減の表現範囲の確認
- 「安全安心な献立」に加え「魅力ある献立」を表現として追加
- 「楽しめる給食」の内容及び表現の確認
- 表現の修正等は会長一任として処理を進める。

② 海老名産食材の活用展開について

- 配送料等の条件設定について仕組みづくりを進める。
- 食材による生産者の取りまとめは農業支援センターで行っていく予定
- 生産者(出展者)間の組織づくりも併行して進める。

③ 学校給食献立コンテストにおける意見聴取報告

- 児童・生徒が挙げた献立については給食として提供した経過もあり「食べたいメニュー」の意味合いが強い
- 子どもたちが楽しめる給食を提供して欲しい。

2 今回の課題及び次回への整理点

- (仮称) 提言書～案～について、今回の意見を参考にして、表現の方法等を会長一任にて修正し、今後の理事者報告、教育委員会報告、庁議等の資料としていく。

3 今後の予定

- 10月27日 教育委員会定例会【中学校給食実施検討委員会提言書の報告】
- 11月17日 教育委員会臨時会【条例改正に伴い庁議に諮る内容の決定】
(学校給食費に関する条例及び施行規則、食の創造館設置条例)
- 11月21日 最高経営会議【条例改正案の決定】
(学校給食費に関する条例及び施行規則、食の創造館設置条例)
- 12月6日 令和5年第4回市議会定例会へ改正案上程・議決後公布
(学校給食費に関する条例、食の創造館設置条例)
- 令和6年3月 政策会議及び最高経営会議
(海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱)
- 令和6年4月1日 施行
- 令和6年4月 教育委員会定例会にて改正の報告
(学校給食費に関する条例及び施行規則、食の創造館設置条例)
(海老名市立小中学校教職員等の学校給食費に関する要綱)

4 年間予定

実施回	日時	会場
第1回	令和5年4月12日(水) 15:00～	こどもセンター301会議室
第2回	令和5年5月29日(月) 15:00～	こどもセンター201会議室
第3回	令和5年6月21日(水) 15:00～	こどもセンター301会議室
第4回	令和5年7月11日(火) 15:00～	こどもセンター201会議室
第5回	令和5年8月25日(金) 15:00～	こどもセンター301会議室
第6回	令和5年9月26日(火) 15:00～	こどもセンター201会議室
第7回	令和5年10月31日(火) 15:00～	こどもセンター201会議室

◆令和6年1月・食の創造館増築棟竣工後に委員による内覧を予定。

報告第37号

中学校給食実施検討会提言書について

中学校給食実施検討会提言書について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

中学校給食実施検討会提言書について報告したいため

中学校給食実施検討会提言書



令和5年10月
中学校給食実施検討会

目 次

1. 中学校給食実施検討会の設置	
(1) 検討会の設置について	1
(2) 検討会の経過	2
2. 中学校給食における給食費の設定について	4
3. 保護者負担の在り方について	5
4. 地産地消食材の活用を含む学校給食献立について	6
5. 検討報告（まとめ）～中学校給食完全実施に関する提言～	7

参考資料編

- 会議資料及び議事録【第1回～第7回】

- 中学校給食実施に係る意見聴取
 - 保護者アンケート結果
 - 学校給食献立コンテストにおける児童・生徒への献立及び意見聴取

1. 中学校給食実施検討会の設置

(1) 検討会の設置について

① 目的

中学校給食の完全実施に伴う給食費の設定及び保護者負担の軽減の在り方や地産地消食材の活用等を含む学校給食献立の方向性について、様々な視点から検討し、市の方針決定の一助となるよう報告書（提言書）にまとめる。

② 期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

③ 委員構成【11名】

- 海老名市立小中学校代表（校長代表 小中各1名、教頭代表 中1名）
（教務担当教諭 1名、食育担当教諭 1名）
- 栄養教諭・栄養士（食の創造館 栄養教諭 1名）
- 農業関係者代表（生産者 1名）
- 小中学校保護者代表（保護者代表 小1名、中2名）
- 教育委員会（教育部長）
- オブザーバー（（一社）農業支援センター）
- 事務局（就学支援課）

④ 課題及び検討事項

- (ア) 中学校給食費の設定
- (イ) 保護者負担の在り方
- (ウ) 学校給食献立(地産地消)

(2) 検討会の経過

<p>第1回 4月12日(水) こどもセンター 301会議室</p>	<p>① 中学校給食実施検討会年間スケジュール(案)について ② 中学校給食の完全実施に向けた準備状況等について ③ 中学校給食実施に伴う給食費の設定(保護者負担の在り方を含む)及び学校給食献立(地産地消等を含む)について</p>
<p>第2回 5月29日(月) こどもセンター 201会議室</p>	<p>① 第1回中学校給食実施検討会における意見等の整理 ② 中学校給食実施に伴う給食費の設定について ③ (一社)海老名市農業支援センター令和4年度活動報告について</p>
<p>第3回 6月21日(水) こどもセンター 301会議室</p>	<p>① 中学校給食実施に係る保護者アンケート素案について ② 学校給食献立(地産地消食材の選定)について ③ 中学校給食実施に伴う給食費設定の検討経過について</p>
<p>中学校給食完全実施に係る実施日数に関する調整会議 6月29日(木) こどもセンター 202会議室</p>	<p>① 給食提供日数の調査結果報告 ② 実施について検討した行事の報告 ③ 方向性の確認 ④ 今後の日程確認</p>
<p>第4回 7月11日(火) こどもセンター 201会議室</p>	<p>① 中学校給食実施に伴う給食提供日数及び給食費について ② 学校給食献立(地産地消食材の選定)について ③ 中学校給食実施に係る保護者アンケートについて(報告)</p>
<p>第5回 8月25日(金) こどもセンター 301会議室</p>	<p>① 中学校給食の完全実施に向けた保護者アンケート結果報告について ② 県内中学校給食費における公費負担状況等について ③ 学校給食献立における地産地消食材の活用について ④ 中学校給食実施検討会報告書(提言書)～素案～について</p>

<p>第6回</p> <p>9月26日（火）</p> <p>こどもセンター</p> <p>201 会議室</p>	<p>① 中学校給食実施検討会提言書（案）について</p> <p>② 海老名産食材の活用展開について</p> <p>③ 学校給食献立コンテストにおける意見聴取報告</p>
<p>第7回</p> <p>10月31日（火）</p> <p>こどもセンター</p> <p>201 会議室</p>	<p>①中学校給食実施検討会提言書について</p>
<p>その他</p>	<p>◎食の創造館増築棟内覧会【令和6年2月～3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員による施設内覧及び試食 ・内覧会をもって検討会解散

2. 中学校給食における給食費の設定について

項目	検討事項・確認事項	委員からの意見
中学校給食費の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食の現状確認 ・ 1食あたりの価格構成 ・ 県内中学校給食費の現状 ・ 給食提供日数の検討 ・ 保護者からの意見聴取(アンケートの実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校給食のアピールポイントの明確化 ・ 中学校給食における提供日数の学校機関における詳細検討 ・ 保護者(小・中学校)の意見聴取の必要性 ・ 児童、生徒からの意見聴取の必要性 ・ 中学校給食における基本となる提供日数は1年生及び2年生は180日、3年生は160日から165日として検討したい。 ・ 1食あたりの単価は350円と想定して、1年生及び2年生は年額63,000円、3年生は年額57,750円として検討したい。

■ 提言に向けた方向性

- 中学校給食費の設定にあたっては、県内市町村の給食費と比較して適正な金額設定が望ましい。

3. 保護者負担の在り方について

項目	検討事項・確認事項	委員からの意見
保護者負担の在り方	<ul style="list-style-type: none">・教育委員会で実施している負担軽減策の確認・県内市の学校給食における市独自の負担軽減策の状況・県内市の就学支援制度（学校給食）の状況	<ul style="list-style-type: none">・給食費は保護者負担が原則・困っている世帯へ支援の強化・スクールライフサポート制度における給食費部分の支援拡大

■ 提言に向けた方向性

- セーフティネットを前提として給食費は保護者が支払うべきものと考え、ただし、スクールライフサポート制度における学校給食部分の支援内容の拡充を検討したい。

4. 地産地消食材の活用を含む学校給食献立について

項目	検討事項・確認事項	委員からの意見
学校給食献立 (地産地消)	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消食材活用の現状 ・農業支援センター活動紹介 ・JAさがみへのヒアリング ・各市の取組み研究（三浦・八王子） ・地産地消給食献立紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土愛に繋がることから、海老名産の食材が増えることは望ましく推進して欲しい。 ・地産地消食材の推進は生産者からの買い付けが望ましい（配送含む） ・JAの協力は必要（提供野菜の種類増加） ・姉妹都市、協定都市の名産物も食べてみたい。

■ 提言に向けた方向性

- 地産地消食材の使用にあたり、より推進できる仕組みづくりについて継続して取り組みたい。（もぎたて、新鮮野菜を給食へ）
- 令和6年度予算編成にて、地産地消食材の活用拡大を検討したい。
- 「食の楽しみ」を実現するため、お楽しみ給食や行事食等については、保護者の負担ではなく公費負担として検討を重ねたい。
- 地産地消食材の活用について、「使用量」に加え「品目数の増加」についても検討したい。

5. 検討報告（まとめ）～中学校給食実施に関する提言～

中学校給食実施検討会は、令和5年4月に「中学校給食費の設定」、「保護者負担の在り方」、「地産地消食材の活用を含めた学校給食献立」について、様々な視点から検討するために設置され、各委員がそれぞれの立場から意見を出し合い、協議及び検討を進めてまいりました。

その検討のまとめとして、次のことを提言いたします。

中学校給食完全実施に関する 6つの提言

【中学校給食費の設定】

- ◎ 中学校給食費の設定にあたっては、中学生が満足できる質及び量を確保しつつ、成長に必要な栄養価を満たし「**安全安心な献立**」、「**魅力ある給食**」を実現するために必要な金額であり、かつ保護者の負担が過重にならないよう、県内他自治体の状況も踏まえ、「**適正な水準**」となるよう検討していただきたい。
- ◎ 給食提供日数については、学校課業日にはできるだけ提供することが求められている状況を踏まえつつ、学校行事を勘案して「**適切な提供日数**」となるよう検討していただきたい。
- ◎ 決定した中学校給食費（保護者負担分）については、保護者に対し「**丁寧な説明**」に努めていただきたい。

【保護者負担の在り方】

- ◎ 学校給食費についてのセーフティネットは維持した上で、学校給食を含む学校に関わる費用全般についての「**支援の拡大**」を検討していただきたい。

【地産地消食材の活用を含めた学校給食献立】

- ◎ 地産地消食材の活用については、安定的に学校給食に取り入れられる「**仕組みづくり**」に取り組んでいただきたい。
- ◎ 海老名市をはじめ、全国各地の名産品を活用した特色ある給食、伝統文化・季節の節目等にちなんだ行事食などを積極的に取り入れ、「**子どもたちが楽しめる給食**」の実現に取り組んでいただきたい。

報告第38号

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金要綱の一部
改正について

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和5年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金要綱の一部改正を行ったため

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について

1 概要

保育園や認定こども園での送迎用バスによる死亡事故をきっかけに、こども家庭庁で、新たに送迎用車両への安全装置の設置に係る補助メニューが創設された。

今回、令和5年7月20日付けで正式に交付要綱が送付され、学童保育クラブも補助対象となることが明らかとなったため、児童の送迎を行っている学童保育クラブの送迎用車両に対し、同内容で要綱を改正し、補助金を交付したい。

2 補助内容

学童保育クラブの送迎車両に安全装置を設置するために必要な経費の補助

(1) 補助上限額 1台当たり 88,000円

(2) 補助率 国 10/10

(3) 補助対象品 こども家庭庁の作成するリストに掲載されている物品
最も安価な商品でも設置工賃も含めると、約11万円であり、2～3万円はクラブ負担となる。

(商品例：後部座席に設置するとエンジン停止時に鳴動する。)

3 市条例における規定

条例上は、安全装置の設置は義務ではない。

点呼等による利用者の所在の確認が義務付けられている。

海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(自動車を行う場合の所在の確認)

【第7条の3】

学童保育事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条 （略）</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、支援の単位（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10第4項に規定する支援の単位をいう。）ごとに、別表第1から別表第7までに定める補助メニューの基準より算定するものとする。</p> <p>2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <p>第5条から第15条 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年9月28日から施行する。</u></p> <p>《令和4年2月1日・改正》 《令和4年4月27日・改正》 《令和5年7月1日・改正》 <u>《令和5年8月16日・改正》</u></p> <p>別表第1から別表第6 （略）</p>	<p>海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱</p> <p>第1条から第3条 （略）</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 補助金の額は、支援の単位（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10第4項に規定する支援の単位をいう。）ごとに、別表第1から別表第6までに定める補助メニューの基準より算定するものとする。</p> <p>2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</p> <p>第5条から第15条 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年8月16日から施行し、令和5年4月1日より適用する。</u></p> <p>《令和4年2月1日・改正》 《令和4年4月27日・改正》 《令和5年7月1日・改正》</p> <p>別表第1から別表第6 （略）</p>

別表第7 (第4条関係)

(新規)

<u>項目</u>	<u>内容</u>	<u>補助金額</u>
<u>送迎用 車両安 全装置 設置補 助</u>	<u>安全装置等の購入費(運搬費、 設置・据え付け費、工事費を 含む)、リース料、導入費用に 対する補助</u>	<u>当該事業の対象経費 ただし、送迎用車両一台当たり 88,000円を上限とする。</u>

備考 令和6年3月31日までに完了した事業のみを補助対象とする。

議案第30号

教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申出について

別紙のとおり、教育財産（国指定史跡相模国分寺跡用地）の取得の申出について、
議決を求める。

令和5年10月27日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

20,000,000円以上の教育財産として、国指定史跡相模国分寺跡用地を取得するため、市長に対し申出を行いたいため